

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

討議資料

- 討議資料① 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例（1～8頁）
- 討議資料② 政党機関紙の購読に関する自治体対応の事例（9～14頁）
- 討議資料③ 令和5年3～12月議会にて、庁舎内の政党機関紙勧誘の自粛を求めた陳情の全国採択状況（15頁）

【討議資料①】 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合（令和5年実施分）

霧島市	56.2%
大磯町	30.0%
南足柄市	27.6%
潟上市	44.4%
千歳市	71.2%
高砂市	50.0%
長崎市	55.0%
山陽小野田市	82.7%

令和5年1年間で上記8自治体のほか、千葉県柏市と千葉県長生村が「議員から職員へのハラスメントの実態調査」をそれぞれ実施し、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実態が明らかになった。陳情提出や陳情採択を受け、各地で「実態調査とハラスメント防止」が更に進んでいます。

鹿児島県 霧島市（2023年12月）

対象：管理職員82名 回答79名（回答率96.3%）

結果：同市市議会議員から勧誘を受け購読したと63人（約8割）が回答。庁舎内での集金100%、庁舎内の配達96.8%。市議から勧誘を受けた職員（67人）のうち、約6割（37人）が心理的圧力を感じている。なお、すべて特定政党からで、勤務中（対面・電話）の勧誘が88.1%にのぼった。

神奈川県 大磯町（2023年8月）

対象：管理職員115名 回答57名（回答率49.6%）

結果：同町町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人（2割）が回答。町議から勧誘を受けた職員（20人）のうち、約3割（6人）が心理的圧力を感じている。

神奈川県 南足柄市（2023年6月）

対象：管理職員49名 回答43名（回答率87.8%）

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人（4割）が回答。市議から勧誘を受けた職員（29人）のうち、約3割（8人）が心理的圧力を感じている。

秋田県 潟上市（2023年6月）

対象：管理職員27名 回答25名（回答率92.6%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約4割（4人）の心理的圧力を感じ、4人ともが購読した。

北海道 千歳市（2023年3月）

対象：管理職員140名 回答120名（回答率85.7%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人（半数以上）が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割（47人）の心理的圧力を感じ、35人が購読した。

兵庫県 高砂市（2023年3月）

対象：管理職員163名 回答132名（回答率81.0%）

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、5割（16人）が心理的圧力を感じている。

長崎県 長崎市 (2023年3月)

対象：管理職261名 回答196名 (回答率75.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、5割以上(94人)が心理的圧力を感じている。

山口県 山陽小野田市 (2023年1月)

対象：管理職237名 回答146名 (回答率59.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(43人)が心理的圧力を感じている。

令和4年以前のアンケート実施事例

千葉県 千葉市 (2020年10月)

対象：管理職885名 回答745名 (回答率84.2%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人(73.3%)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約7割(377人)が購読への心理的な圧力を感じた。

石川県 金沢市 (2019年2月)

対象：課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名 (回答率80.5%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人(40.4%)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(171人)が購読への心理的な圧力を感じた。

青森県 大鰐町 (2014年7月)

対象：職員141名 回答47名 (回答率33.3%)

結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人(34.0%)が回答。

町議から勧誘を受けた職員のうち、5割(8人)の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

神奈川県 川崎市 (2003年3月)

対象：職員3687名 回答2903名 (回答率78.7%)

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人(39.8%)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(891人)の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力」を感じた割合 (令和4年以前)

千葉市 69.0%

金沢市 78.8%

大鰐町 50.0%

川崎市 77.2%

鹿児島県霧島市で実施したアンケート結果

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケートについて

対象者	82人
回答者数	79人
回答率	96.3%

令和5年11月27日～12月6日に管理職を対象に無記名アンケートを実施。

質問	回答	件数	回答数	割合
【1】本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある	67	79	84.8%
	ない	12		15.2%
【2】勧誘を受けた時の職位についてお聞きします。(複数回答可)	部長級	0	70	0.0%
	課長級	61		87.1%
	G長級	9		12.9%
【3】勧誘を受けた政党数はいくつありますか。	1政党	67	67	100.0%
	2政党	0		0.0%
	3政党	0		0.0%
	それ以上	0		0.0%
【4】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、どのような状況でしたか。	勤務中(対面、電話を含む)	59	67	88.1%
	勤務時間以外	8		11.9%
【5】問4で「勤務中(対面、電話を含む)」と答えた方にお聞きします。勧誘を受けた場所はどこですか。	執務室内	39	59	66.1%
	窓口カウンター	10		16.9%
	電話	7		11.9%
	その他	3		5.1%
【その他コメント】 議会一般質問に伴う取材終了後、議会棟にて/通路/執務室外の廊下				
【6】市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならないというような圧力を感じたことがありますか。	ある	37	67	55.2%
	ない	30		44.8%
【7】勧誘を受けた政党機関紙を購読しましたか。	購読した	56	67	83.6%
	購読したが、現在は購読していない	7		10.4%
	購読を断った	4		6.0%

質問	回答	件数	回答数	割合
【8】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。政党機関紙の配達はどのような方法でされています（いました）か。	自席へ配達	11	63	17.5%
	窓口カウンターに配達	49		77.8%
	課等のポストに配達	1		1.6%
	自宅へ配達	2		3.2%
	その他	0		0.0%
【9】問7で「購読した」、「購読したが、現在は購読していない」と答えた方にお聞きします。購読料金の支払いはどのような方法で行っています（いました）か。	勤務中に現金払い	60	63	95.2%
	勤務時間以外に現金払い	3		4.8%
	口座振込またはクレジット決済	0		0.0%
【10】問9で「勤務中に現金払い」と答えた方にお聞きします。どこで支払いを行っています（いました）か。	執務室内	7	60	11.7%
	窓口カウンター	53		88.3%
	その他	0		0.0%
【11】問7で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか。	ある	2	4	50.0%
	ない	2		50.0%
【12】問6で圧力を感じたことが「ある」と答えた方にお聞きします。その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）	部長級	0	39	0.0%
	課長級	34		87.2%
	G長級	5		12.8%
【13】その他、政党機関紙の購読に対し、ご意見があれば記入をお願いします。		19		詳細別紙
	<p>【主な意見】</p> <p>○課長は全員購読していると思っていた ○これまでの慣習で断りにくかった ○議員が2人揃って来られると断りにくかった ○希望して購読している訳ではない ○やめたい が言い出しにくい ○勧誘があった時に断ることが出来るか聞いたがスルーされた</p>			

アンケートに寄せられた職員の声

令和5年12月に霧島市が実施したアンケート「自由意見欄」より

- ▶課長に昇進したら、勧誘を受け、正直仕方なく購読を続けている。
- ▶二人の議員と一緒に直接対面をお願い（勧誘）されると断りにくい。一種の圧力。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できることなら購読を止めたいが、気が弱いので、できない。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたいところである。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶実際にどれくらいの割合の職員が購読しているのかを今回のアンケートで知り得ることも、その判断材料になると思う。
- ▶どの政党の機関紙の購読の有無にかかわらず、必要な情報は自ら収集します。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。
- ▶新聞購読は個人の自由意思によって契約が行われるべきであり、職位に対し購読「要求」すべきものではないものとする。職員が、政党構成員からの購読要求に応じないで済むよう、執行部側の一定の指針があってもよいのではないだろうか。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。次ページにアンケート例を掲載。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●千歳市（北海道）

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果

※3/7依頼、3/15までに回答のあったもの集計

調査依頼件数 課長・次長・部長職 140名（市民病院は事務局職員のみ）

回答件数 120名（回答率85.7%）

未回答 20名

問1 本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 66名（55.0%）

ない 54名（45.0%）

問2 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。

市議会議員から購読の勧誘を受けたとき、購読しなければならぬというような

圧力を感じたことがありますか。

ある 47名（71.2%）

ない 19名（28.8%）

問3 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その政党機関紙を購読しましたか？

購読した 35名（74.5%）

購読を断った 12名（25.5%）

問4 問3で「購読を断った」と答えた方にお聞きします。

購読を断ったが、その後も引き続き購読の勧誘を受けたことがありますか？

ある 4名（33.3%）

ない 8名（66.7%）

問5 問2で「ある」と答えた方にお聞きします。

その時の職位についてお聞きします。（複数回答可）

課長級 39件

次長級 14件

部長級 4件

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか

※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか	
	ある	ない
	546人 73.3%	199人 26.7%

購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか

※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか	
	感じた	感じない
	377人 69.0%	159人 29.1%
		未回答
		10人 1.8%



ハラスメントに関するアンケート結果について 長生村がアンケート 令和5年6月

ハラスメントアンケート調査結果

実施期間	令和5年6月28日～令和5年7月7日	役場職員用
対象者	141名の内103名の回答	
問1	議員からハラスメントを受けたことがありますか？ ある 26 / 103	
問2	議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか？ ある 19 / 103	
問3 / 問4	どのようなハラスメント行為がありましたか(複数回答あり) ハワハラ	計 141
	威圧的・高圧的な発言	28
	理不尽な要求	20
	大声での叱責、意に沿わない対応に恫喝	18
	機関誌の勧誘、購読の強要	9
	横暴な態度	9
	勤務時間外での対応(電話含む)	8
	急な業務の変更及び延期	6
	食事、酒席への強要	5
	挨拶しても無視される	4
	長時間拘束される	4
	優越的な関係を背景とした要求	4
	過剰な資料要求	4
	業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求	4
	容姿に関すること	4
	理不尽な罵倒	3
	人格の否定する発言や個人を攻撃する	2
	物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等	2
	プライベートの話を聞かされる	2
	同調するよう圧力をかける	2
	労働者の就業環境を害した	2
	配慮に欠ける発言	1
	課長職以外の職員とは話をしようとしていない	1
	自分の過ちを訂正しない	1

職員2割が「村議からハラスメントを受けた」 威圧的な発言、理不尽な要求、機関紙の勧誘・購読の強要も

●小倉利一議員(村議会議長、無所属)「こんなにあったのかと思った」
(千葉日報9月20日付より)

●関克也議員(議会改革特別委員長、共産党)「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメントが起きない環境を」(朝日新聞9月25日付より)

問6	誰かに相談しましたか(複数回答あり) 相談できなかった 上司 同僚 家族 議員 課内等で共有した 友人 弁護士	計 44 19 7 6 4 3 3 1 1
問7	ハラスメントがあった際、どのような対応をしましたか(複数回答あり) 何もなかった(我慢した、言えなかった) 相手にはっきり伝えた 上司がフォローしてくれた 受け流した 上司に相談した 謝った 相談した 相手にわからせようとした 上司に相談したがフォローしてくれなかった 当事者ではないため 録音機の使用	計 47 18 9 5 3 3 2 2 2 1 1 1
問8	ハラスメントがあった際、何もしなかったのはなぜですか(複数回答あり) 相談しても解決しなかったから 業務に支障がでと思ったから 仕返しをされると思ったから 職場での立場が悪くなりそうだから 上司が我慢していたから 我慢した方がいいと思ったから 助けてくれる職員がいらないから 改善の余地がないと思ったから 庁舎内に広まると思ったから 上司の判断 上司に相談したが取り合ってもらえなかった 口止めされていたから	計 31 6 5 5 3 2 2 2 2 1 1 1

千葉県長生村議会はハワハラ問題をきっかけに、6月下旬に職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施。村議からハラスメントを受けたことがあると答えた職員が20人にのぼった(「見た」は10人)。

具体的なハラスメント行為の訴えで4番目に多かったのが議員による職員への「機関紙の勧誘、購読の強要」(9人)である。

また、ハラスメントがあっても「相談しなかった」「我慢した」。その理由として「相談しても解決しない」「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪くなりそう」と答えている。職員が行政に相談することは困難で、「相談がない」ことがハラスメントがないことを意味していない事実は極めて重要。

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです」と定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として地方公共団体の措置義務が根拠の一つとなっているものと考えられます。

別添 2

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】 都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】 令和3年6月1日現在

1. 措置義務の履行状況	都道府県 (47)		指定都市 (20)		市区町村 (1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	82.2% (1,415)	17.8% (306)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	72.2% (1,242)	27.8% (479)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.2% (1,535)	10.8% (186)
(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当する否が微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.0% (1,514)	12.0% (207)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.6% (1,576)	8.4% (145)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.1% (1,568)	8.9% (153)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.2% (1,570)	8.8% (151)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.8% (1,528)	11.2% (193)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	83.7% (1,440)	16.3% (281)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.4% (1,401)	18.6% (320)

(図表) 総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

<関連法案、厚生労働省指針>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

【討議資料②】 政党機関紙の購読に関する自治体対応の事例

庁舎管理規則によって「庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止」されているはずですが。大多数の議員の皆様は、「明らかな営業行為」である、庁舎内における職員への政党機関紙勧誘を自粛されていると拝察します。もし今も無許可で勧誘している一部政党・議員がおられる実態があれば、行政として、基準を示し、ルールを明確にする必要があると思われま

す。政党機関紙勧誘・配達・集金に関する通達文等の事例を添付いたしました。貴自治体、貴議会における対応の比較参考にして頂ければ幸いです。

- ①横浜市(神奈川県) 営業・勧誘を庁舎管理規則の禁止事項と明示
- ②藤沢市(神奈川県) 政党機関紙の配達・集金のガイドライン作成
- ③町田市(東京都) 職員に庁舎管理規則と服務規程の徹底を通知
- ④甲賀市(滋賀県) 職員のコンプライアンス行動規範を確認
- ⑤熊本市(熊本県) 庁舎内での政党機関紙勧誘・配布・集金は、庁舎管理規則により、許可申請が必須と確認。また、仮に申請があつたとしても、議員による勧誘は(職員アンケートで、議員から職員への勧誘活動はやめてほしいとの訴えが複数あつたことから)許可しないことを確認。

①横浜市(神奈川県)

付託外陳情の結果について(通知)

令和5年8月28日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局(区)に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

陳情第25号(付託外) 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為の自粛等を求める件

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないように、引き続き周知していきます。

【陳情項目③について】

横浜市庁舎では、政党機関紙の勧誘など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していないため、実態調査を行う予定はありません。

なお、本市では、口頭(電話・面談等)により行われた不正・不当な要望等(特定要望)について記録と報告を行い、組織としての対応を徹底するとともに、要望の内容と本市の対応状況を公表する「特定要望記録・公表制度」を運用しています。

②藤沢市(神奈川県)

市職員以外の執務室内への立入り制限等にかかるQ&A

市職員以外の執務室への立入り制限等についての通達及びQ&Aは、本庁職場・地域職場に関わらず、全ての職場・職員が対象となります。

1 市職員以外の執務室への立ち入りについて

Q 「市職員以外」の定義に、守秘義務を契約に規定した委託業者は含まれるのか。

A 含まれない。

Q 市職員以外の執務室への立入りに関する必要最低限の対応とはどのようなものか。

A 公費で注文した大量の物品の執務室への搬入や、執務室内の修繕または、会議の開催など、執務室へ立入る必要がある場合に、必ず身分を確認し、パソコンの画面や机の上の書類など、個人情報が見える状況でないことを十分確認した上で立入りを認めること。

2 新聞・政党機関紙の配達先等について

Q 各課・各施設等の新聞(郵便)受けは利用できるのか。

A 個人宛の新聞や通知、その他の郵便等を市の施設を利用して受け取ることは認められないため不可とする。

Q 現在執務室に配達している新聞等については、いつまでに契約等変更の手続きをすればよいか。

A 現在個人で契約している政党機関紙等の配達先の変更手続きは、できる限り早急に行い、5月末日までには契約変更が終了していることが望ましい。

Q 部長や課長等が業務上の必要性から、個人で契約した新聞については執務室等の配達先・集金でよいか。

A 個人で契約した新聞や政党機関紙、配達先、集金は執務時間外で執務室以外とする。また、各課・各施設等の新聞(郵便)受けの利用も不可とする。

Q カウンター越しで集金、受け渡し等はしてもよいか。

A カウンター越しでも、職員が執務室内で物品の受け渡しや支払いを行うこととなるため、不可とする。

③町田市(東京都)

19町財活第357号

2019年11月5日

各部長 様

町田市副市長

庁舎管理規則及び服務規程の徹底について（依命通達）

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命が課せられ、その行動には行政の中立性と市民の信頼確保が求められる。

庁舎内での物品の販売については、庁舎管理規則第6条で禁止事項として定めているため、庁舎内において、政党の機関紙等を購入する行為は厳に慎むこと。

また、職員服務規程第2条で、誠実かつ公正な職務の遂行を定めており、市民から信頼を得られる行動が求められる。

所属職員にこの旨を周知徹底し、職場での適切な指導、監督の徹底を図りたい。

この旨、命により通達する。

④甲賀市(滋賀県)

事 務 連 絡
令和2年(2020年)12月9日

各 部 (局) 長 様

総 務 部 長

甲賀市職員コンプライアンス行動指針に掲げる行動規範を意識した
服務規律の確保について (通知)

公務の内外を問わず、職員の綱紀肅正および服務規律の確保については、庁内情報システムの掲示板に「市民の声」を掲載するなど、機会を捉え徹底を促しているところであります。

過日、新聞等で、「執務に関係のない勧誘や集金行為等に職員が応じることは地方公務員法第35条の職務に専念する義務に違反しないか」という報道がありました。

については、あらためて市職員は、常に市民の大変厳しい視線が市行政全般に向けられていることを意識すると共に、甲賀市職員コンプライアンス行動指針に掲げる職員の行動規範の一つである「自らを律し、疑惑のない行動をします」を遵守し、職場の内外を問わず、市民からの疑惑や不信を抱かれることのない行動をされるよう所属職員への周知と職場における指導、監督の徹底に努められるよう通知します。

担
当

総務部人事課

⑤熊本市(熊本県)

管財発第 203号

平成30年3月30日

各課(室)長 様

総務局長

各庁舎内における政党機関紙の取扱いについて

新年度から職員と議員の透明で適切な関係の構築に向けて、「議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針」及び「同マニュアル」を定め、運用を開始します。

基本方針の策定に当たっては、実施したアンケートの中で、職員から「議員から政党機関紙(赤旗)の購読を求められ、断ると議会等での対応に不安を感じる。」、「議員による政党機関紙(赤旗)の購読勧誘を行わないよう取り組んでほしい。」、等の意見がありました。

については、公務員の職務の中立性を確保するため、政党機関紙の販売、勧誘、配付、集金等の行為について、下記のとおり取扱うこととしましたので、職員への周知をお願いいたします。

記

- 1 庁舎内で当該行為を行う場合は、庁舎管理規則に基づき庁舎管理者の許可を得ることとする。
- 2 許可を得た場合であっても執務室以外でのみ行うこととする。
- 3 議員による当該行為は許可しないこととする。

お問い合わせ先

総務局管財課

328-2100

【討議資料③】令和5年3～12月議会にて、庁舎内の 政党機関紙勧誘の自粛等を求めた陳情の採択状況

■北海道	■千歳市（3月） ■釧路市（9月）	■東京都	■調布市（3月） ■武蔵村山市（3月） ■清瀬市（3月） ■稲城市（3月）	■長野県	■岡谷市（9月）
■岩手県	■滝沢市（6月）			■岐阜県	■中津川市（3月）
■秋田県	■上小阿仁村（3月） ■北秋田市（3月） ■湯沢市（3月） ■八郎潟町（3月） ■潟上市（6月）	■神奈川県	■南足柄市（6月） ■綾瀬市（6月） ■厚木市（9月） ■大和市（9月） ■伊勢原市（9月） ■海老名市（9月） ■座間市（9月） ■寒川町（9月） ■清川村（9月） ■逗子市（12月） ■愛川町（12月）	■愛知県	■高浜市（3月） ■幸田町（3月） ■豊明市（12月） ■安城市（12月） ■津島市（12月）
■山形県	■寒河江市（3月）			■兵庫県	■高砂市（3月）
■福島県	■北塩原村（3月）			■鹿児島県	■霧島市（12月）
■埼玉県	■加須市（12月）				

地方議会35か所で陳情「採択」「趣旨採択」された他、「現在、実態調査中」の議会、「庁舎内の勧誘行為は禁止事項」と確認した議会、「現在は勧誘行為が皆無であることを確認した議会」、「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は厳格に禁止する」とした議会等がある。

陳情討議における反対意見・賛成意見等

滝沢市（岩手県）

反対の立場からは「憲法21条で政治的活動の自由が保障されている。これを規制するのは極めて抑制的なものでなければならない」（共産党議員）などの意見が出されたほか、「（自粛に反対の立場からも）実態把握のアンケート調査はやるべきだ」と述べた無所属議員もいた。賛成の立場からは「庁舎内において公務員である職員は、政治的中立性が求められる。職員には職務専念義務もある。機関紙販売は政治活動であり、職員が協力することは政治的中立への誤解を市民に与える。庁舎内の勧誘配達集金行為は回避すべきだ」などの主張が述べられた。

寒河江市（山形県）

議員から次のような意見があり、賛成多数で採択された。「職員20人ほどに政党機関紙の勧誘について意見を聞いてみたところ、9割が『やめてほしい、どちらかというをやめてほしい』あと1割は『どちらでもない』という結果であった。当事者である職員が嫌がっているのでやめるべき、と考えるのが妥当だ」

陳情賛成議員の意見

- 「本市議会においては政党機関紙購読への勧誘が多く発生すると想定される4月の人事異動を前に、本陳情を採択すべきものであると決定した」（千歳市議会の採択理由）
- 「私自身も庁舎内で赤旗を購読している職員を見ている。職員が市にパワハラを訴えた事がないとのことだが、訴えること自体が難しいことであり、実際に職員に聞いて対応すべき。政治的中立性や心理的圧力を、市民から疑われるような庁舎内勧誘はすべきでない」（北秋田市）
- 「OB職員の方々は『後輩のためにこういうのを早くやめさせてほしい』と本音をはっきり言っておられた。庁舎内の勧誘はやめ、本当に機関紙が必要ならば、職員の方から自宅に配達お願いしますと注文する形が自然な形だ」（厚木市）